



企業価値担保権に関する FAQ

事業性融資推進法において創設された企業価値担保権の活用に関して、関係者の方からよくいただく質問に対する考え方をまとめました。

【Q1】 企業価値担保権を活用した融資では、1行取引が多くなり、他の金融機関との取引が難しくなるのではないのでしょうか。

- 企業価値担保権を活用するためには、金融機関の体制整備に加えて、事業者との深度あるコミュニケーションの実現に向けた取組が進められる必要があります。結果として1行取引となるケースもあると思われます。実際、企業価値担保権類似の制度が活用される海外の融資においては、1行取引によるケースが多いものと承知しています。
- 他方で、事業者に対して複数の金融機関が一つの企業価値担保権を設定することも可能です。また、債務者はいつでも極度額を設定することができ、その極度額の範囲外であれば、事業者の資金調達ニーズに応じて複数の金融機関との取引も可能となっております。このように企業価値担保権は必ずしも1行取引を前提とした制度ではなく、事業者の多様な資金調達ニーズに応じて様々な形で活用されていくものと思われます。

【Q2】 企業価値担保権を活用した融資の金利は、不動産担保や経営者保証による場合と比べて高い水準に設定されるのでしょうか。高い金利水準でも利用するメリットは、どのようなものがあるのでしょうか。

- 企業価値担保権を活用する場合には、金融機関による事業者の深度ある実態把握や伴走支援等を行うことに伴い、事業者にも一定の金利負担が生じることもあり得るものと考えられます（この点は、事業性融資全般に共通すると考えられます）。
- 他方、有形資産に乏しい事業者の資金調達の円滑化が図られることや、事業の成長・発展が担保価値の向上につながることで、金融機関によるタイムリーな経営改善支援を受けられるといった特徴があり、個別企業の実情に応じて活用されることが想定されております。

【Q3】 企業価値担保権は企業価値全体（企業の総財産）を担保にする制度ですが、商業登記簿で企業価値担保権が確認されると、借り手企業の取引先等からどのような見方をされるのでしょうか。

- 借り手企業は、企業価値担保権を設定した後も通常の事業活動の範囲において、財産の処分を自由に行うことができ、取引が制限されることはありません。また、万が一、実行手続が開始された場合であっても、事業の継続等に必要な債権は優先的に弁済を受けられる制度となっております。



- さらに、企業価値担保権は、事業全体の価値が担保価値となることから、事業の成長・発展が担保価値の向上につながり、金融機関からのタイムリーな経営改善支援が期待できる制度です。
- したがって、企業価値担保権の設定は、借り手の経営悪化状況を想起させるものではありません。むしろ、事業全体の価値を担保提供し、かつモニタリングを通じて経営改善支援が受けられるという前向きな位置づけとなるものであり、そうした制度趣旨を当局としても周知してまいります。

【Q4】 企業価値担保権を活用した融資について、無担保で事業性融資を行う場合に比べて、金融機関にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。

- 企業価値担保権を活用した融資については、無担保で事業性融資を行う場合と比較して、借り手から融資を回収する権利が他の貸し手等の債権者より優先されます。これに加えて、借り手が通常の事業活動の範囲外の行為を行う場合には、担保権者（金融機関が企業価値担保権信託会社の場合には当該金融機関となります）の同意を必要とするため、担保価値（＝借り手の企業価値）の毀損行為に対する牽制を働かせることができます。

【Q5】 企業価値担保権を活用した融資について、当局より件数目標は掲げられる予定ですか。

- 制度の活用に関して利用件数に着目すると、いわゆる件数稼ぎの形式的な利用等を招くこととなり、事業者のニーズに応えた適切な活用の妨げとなることが懸念されます。したがって当局として、件数目標を掲げることは想定しておりません。

【Q6】 企業価値担保権を活用した融資について、当局はどういったスタンスでモニタリングや実態把握に臨むこととなるのでしょうか。

- 今後、企業価値担保権の活用が想定される融資事例や、融資事例に応じた与信審査・期中管理のあり方、担保権を活用した融資における引当の考え方等の実務上の課題について、関係する業界団体等と議論をしていく中で、モニタリングや実態把握のあり方を検討し、明らかにしていきたいと考えております。